

肥料コスト低減体系緊急転換事業 Q&A 更新部分抜粋

今回の運用見直しにあわせて Q&A を更新いたしました。主な更新部分は以下のとおりです。

問 4-7 取組実施者が参加農業者のために、取組実施者の所有物として土壌分析装置を購入することはできますか。

(答)

購入できます。具体的な支援内容については問 4-6 のとおりです。[注：令和 4 年 11 月 22 日付け要領改正に基づく変更] 本事業はあくまでも農業者を支援するためのものであり、農業者の生産コスト軽減を目的としていますので、補助対象となるのは、取組に参加する農業者の実証等に要する経費になります。~~参加農業者からのオーダーを受けて、参加農業者の所有物として購入することはできますが、取組実施者の所有物として購入することはできません。~~

問 4-25 土壌診断のみを行う場合の取組実績報告書はどのような内容となりますか。

(答)

土壌診断のみを行う場合、土壌診断結果を用いて施肥設計を行っていただき、肥料コスト又は施肥量をどの程度低減できるかを取組実績報告書にご記入ください。

その際、低減計画書の「実績値」欄には、土壌分析後の施肥設計の数値を踏まえて記入し、「次期作への対策方針」欄には、当該施肥設計を踏まえて施肥を行う旨を記入してください。

問 10-1 令和 4 年 11 月 22 日の運用見直しの目的は何ですか。

[注：令和 4 年 11 月 22 日付け要領改正に基づく追加]

(答)

肥料原料の調達が不安定な状況が継続する中、農作物価統計の 8 月分の肥料価格は対前年比 38.4% 上昇と高騰しており、生産現場の肥料のコスト低減に向けた取組を一層広く展開していくことが喫緊の課題となっています。

このため、取組実施者が主体となり、参加農業者からの依頼を広く募って自ら土壌診断等を行うことも推進を図ることとし、この場合の取組実施者の経費も支援対象とすることとしたところです。

問 10-2 取組実施者が土壌診断を行う場合、何が経費として計上できるのでしょうか。

[注：令和 4 年 11 月 22 日付け要領改正に基づく追加]

(答)

本事業における取組に要する、50 万円未満の備品費、土壌分析に要する試薬等の消耗品費、土壌分析・施肥設計を行う方の賃金（本事業の業務を行うために雇用した者のみ）、取組実施者が施肥設計を外注する分の役務費などが定額で支援対象となります。